

福祉サービスを利用する方へ

～サービス等利用計画・障害児支援利用計画 作成の流れ～

障がいのある方が地域で安心して生活していくため、多くの方々に福祉サービスをご利用いただいています。

サービス内容はさまざまですが、皆さんの生活状況やニーズに合わせ、必要なサービスを上手に・適切に組み合わせて利用していただくために、障がいのある方一人ひとりに「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を行うことになりました。

対象者は？

既に福祉サービスを利用している人、これから福祉サービスを利用する人
※地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター）のみ利用の場合を除きます。

計画を作るとどんな良いことがあるの？

- ①相談支援事業所から、サービス内容の説明や、適切なサービスの組み合わせなどの提案を受けることができます。
- ②計画を基に関係者（家族、サービス事業者、地域、学校など）が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。

どうやって作るの？

計画は、本人または保護者が選んだ相談支援事業所の専門のスタッフ（相談支援専門員）が生活全体の課題や支援目標を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどを検討して作成します。

なお、本人もしくは保護者が作成することもできます。その場合は、事前に福井市障害福祉課へ連絡してください。

費用（自己負担）は？

自己負担はありません。

お問い合わせ

福井市役所 障害福祉課

電話 20-5435

メールアドレス sfukusi@city.fukui.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.fukui.lg.jp/d240/sfukusi/>



福祉サービス利用の流れ

①計画作成の依頼

本人が相談支援事業所を1か所選び、
契約を結んで「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を依頼します。

②福祉サービス利用の申請書提出 (福井市役所 障害福祉課へ)

③サービス等利用計画 (案) の作成

相談支援事業所の相談支援専門員がご自宅などへ訪問し、
本人との面接が行われます。

④認定調査

①の申請を受け、本人の障害状況、本人及び家族状況などについて、
認定調査員による訪問調査が行われます。

⑤障害程度区分の決定

市の審査会で審査・判定が行われ、「障害程度区分」が決定されます。
※「障害程度区分」とは、どのくらいサービスが必要な状態かを客観的に示す指標です。

⑥サービス等利用計画 (案) を市に提出

②で作成依頼した「サービス等利用計画 (案)」を福井市障害福祉課へ提出します。

⑦支給決定・受給者証の交付

「障害程度区分」や「サービス等利用計画 (案)」を踏まえてサービス内容が決定され、
「福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑧サービス等利用計画の作成

⑥の内容に利用するサービス事業者名等を書き加え、最終的な計画を作成します。

⑨サービス事業者との契約・サービスの利用開始

サービス事業者と契約を結び、受給者証を提出して、サービスを利用します。

⑩サービス等利用計画の見直し (モニタリング)

相談支援事業所が定期的にサービス等の利用状況の検証と計画の見直しを
実施します。サービス変更が必要な場合には調整をします。